

# 令和元年度事業報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

我が国経済は景気回復が続いており、その期間は平成31年1月に戦後最長となったが、その経済効果の浸透には地域や職種により大きな差があり、食品流通業界には景気回復が実感できないという声が多い状況が続いている。他方、中国経済の減速化等に加え、米中貿易戦争の激化等自由貿易体制の不安定化も顕著となってきており、こうした世界経済情勢の変化が我が国経済に及ぼす影響にも注視していく必要がある。また、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決は不透明に推移しており、また、世界各地でのテロの脅威が再び増しているなど国際情勢は混迷を深めてきている。このため、本年度は、我が国経済がこのような国際情勢の動向に左右されやすい不安定な年度となった。

このような中で、食品流通業を巡る情勢については、少子高齢化の更なる進展により食料品の国内需要の増大は期待できない状況にある一方、食品流通に関連する業種・業態間の競争は激化している。また、「働き方改革」が唱えられる中で労働力不足は一段と深刻となり、ドライバー不足が円滑な食品流通にとって課題となっている状況も改善の兆しが見られないまま推移している。さらに、国民のライフスタイルの変化やIT化の進展により、ネット通販が拡大する等消費者の購買行動や物流が大きく変化してきている。

このような経済社会の変化やIT化の進展等に伴い、食品流通業は、消費者ニーズの多様化、農産物輸入の増大など食料需給事情の変化、量販店・コンビニの拡大とネット通販の進展など小売業態の多様化と企業間競争の激化、外食・中食産業の拡大など変化する経営環境への対応が求められている。また、令和元年10月には消費税率の引上げと軽減税率の導入が実施され、その影響に留意する必要があるほか、米国以外の11カ国で合意したTPP11が平成30年末に、また、EUとのEPA（経済連携協定）が平成31年2月にと相次いで発効しており、こうした新たな経済・経営環境を見据えた対応も求められている。

同時に、食品の流通部門については、消費者の最も近くに位置していることから、食に対する消費者ニーズへの的確な対応、食品の安全性向上に資するHACCP制度への対応、適切な食品表示の推進等が強く求められている。また、我が国農林水産業・食品の高付加価値化を図るためにも、日本食・食文化の海外発信や輸出力の強化、6次産業化などの取組を推進することも重要な課題となっている。

さらに、平成30年6月に卸売市場法が改正され、卸売市場は必要最小限のルール以外は市場関係者の創意と工夫を活かす制度へと改められたが、新たな卸売市場制度への移行は令和2年6月とされていることから、本年度は新制度への対応に向けた検討を関係者間で進めることが求められた。

このような環境下において、食品流通部門の各段階を通じた流通合理化を図るため、下記の諸事業を重点的に実施した。

## I 債務保証事業

次の事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業を実施した。

- ①食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」という。）に基づく認定食品等流通合理化事業
- ②中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（認定食品流通円滑化事業）
- ③中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業
- ④流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業
- ⑤中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業
- ⑥地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業
- ⑦中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業
- ⑧米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）に基づき食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業
- ⑨地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

## II 情報収集提供、調査研究及び相談援助等の事業

### 1. 食品の流通に関する情報の収集提供及び調査研究

#### (1) 情報収集提供事業

- ア 機関紙・情報誌等を発行し、食品流通に関する情報を適時適切に提供した。
- イ 食品流通業者等の経営の近代化、合理化等に資するため、優良な経営を行っている食品流通業者等を表彰し、その業績を紹介する事業を実施した。
- ウ 国からの補助を受けて、消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、相談員による指導、講習会・フォーラムの開催、普及広報活動等を行う事業を実施した。

#### (2) 調査研究事業

- ア 国からの補助を受けて、外食・中食事業者とジビエ生産者とのマッチング、ジビエ肉の商談会等により、外食・中食産業におけるジビエの活用促進と外食・中食産業の活性化等に資する取組を支援する事業を実施した。

- イ 国からの補助を受けて、食品流通業者が HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行うための手引書を作成する事業を実施した。
- ウ 国からの補助を受けて、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策や食品ロスの削減等を促進するため、「省エネルギー・CO2 削減」、「廃棄物の削減・再利用」、「教育・普及」に顕著な実績を挙げている食品関連事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施した。
- エ 国からの補助を受けて、日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、日本産農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体又は個人を広く発掘・表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施した。
- オ 国からの補助を受けて、新型コロナウイルス感染症対策として休校措置が取られたことに伴い発生した学校向け未利用食品の有効活用を図るため、給食関連事業と実需者等とのマッチングや配送料等を緊急的に支援する事業を実施した。
- カ 生鮮取引電子化推進協議会、食料品地域物流円滑化等推進協議会及び機能性表示食品普及推進協議会の事務局として、これら協議会の行う事業について必要な事務局機能を果たした。

## 2. 食品流通関係事業者等に対する相談援助等

### (1) 研修事業

- ア 「匠の店」登録制度の管理・運営を行った。
- イ 機能性表示食品制度への届出の窓口となり得る人材を育成するための研修会の開催を行った。

### (2) 相談援助事業

- ア 食品等流通法に基づく認定計画に従って情報機器、物流システム等の導入を推進する食品等流通合理化緊急対策事業を実施した。併せて、食品流通小売業者、食品卸売業者、卸売市場関係者等による食品等流通合理化計画の作成などについて、相談指導等を行った。
- イ 農山漁村 6 次産業化対策事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況に関する報告の徴収と指導などの管理を行った。
- ウ 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況の評価及び指導、収益納付された資金の管理等を行った。
- エ 食品等流通法その他の法令に基づき機構が債務保証を行うことができることとされている事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行った。
- オ 食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応じた。

## Ⅲ 収益事業（出版事業）

食品流通業者等が業務上参考となる食品流通に関する統計調査資料集、卸売市場総覧などに係る資料整理を行った。